

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成28年7月26日(火)
開会 午前10時3分
閉会 午前11時44分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)堀 巖
(委員)櫻井伸賢、相原俊一、木村冬樹
議長須藤智子、副議長相原俊一、議員宮川 隆
5 欠席議員 なし
6 説明員 秘書企画課長佐野 剛、行政課長中村定秋
議会事務局長尾関友康、同統括主査寺澤 顕

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

(1) 議会事務局人事評価について

秘書企画課長：資料に基づき説明

堀副委員長：勤勉手当に係る評価を6月に行ったと議長から聞いているが、そのとおりか。

秘書企画課長：6月の勤勉手当に関しては従前のおり実施している。今回は正副議長による評価ではないが、今後のための評価方法の説明を正副議長に行った。

木村委員：評価によって、人件費全体を縮小するような制度にならないか。民間では制度として機能せずに中止したとも聞き及ぶが、途中で中止になるような制度ではないか。また、優秀な職員が多ければ人件費全体が上がるような制度なのか。

秘書企画課長：岩倉市は相対評価であるため、人件費は変わらない。

木村委員：人事評価制度が4月に始まり9月までの評価が記録されているという解釈で良いか。先ほど評価項目について検討しているとも説明されたがどうか。

秘書企画課長：4月から実施しているのは業績評価についてで、それに当たる目標管理制度を実施している。目標管理制度は各自が1年の目標を立て、目標を達成できるよう計画を進めていくものである。能力評価の進め方については現在検討している。各職員の能力を評価するに当たって、日々の記録が必要になる。

木村委員：正副議長は記録票のようなもので記録しているということか。

秘書企画課長：半年ごとの面接を実施するための記録できる枠がある。

堀副委員長：議会全体で職員の評価を共有したいと考えるが、秘書企画課長としてどのように考えるか。

秘書企画課長：各自が設定した目標に関しては課の中で共有するのが望ましいと考えている。

堀副委員長：部署ごとに評価のばらつきが発生する。その調整について、どのように考えているか。調整会議の場が必要であると考えているがどうか。

秘書企画課長：まずは部内の調整が必要になる。それは部長が調整をすることを考えている。その後は部を横断する調整が必要となる。現在検討中であるが部長会等の場を調整の場としていくよう考えている。ばらつきを抑える仕組みを作っていきたい。

堀副委員長：二代表制の観点から調整の場に議会の代表を入れるべきと考えるがどうか。

秘書企画課長：検討する。

堀副委員長：岩倉市は相対評価であり、上位下位の割合を市民に公表すべきでないか。そうでないならば不透明になるおそれもある。

秘書企画課長：年に一度人事行政の公表があるので、その場でわかりやすく説明していきたい。

櫻井委員：能力評価と業績評価の割合は役職層などで定まっているか。

秘書企画課長：現時点では決まっていない。職責ごとに割合を決めていきたいと考えている。

宮川議員：部署の異動願に関連して、職員の仕事の種類は様々で、窓口対応が主となる部署もあれば事務が主となる部署もある。拘束される時間も他と異なる部署もあるし仕事量も同じではない。そのときの業務内容によって得て不得ても考えられる。これらを要因として異動願が提出されると推察するが、部署ごとの評価においても個人の仕事量や在籍年数の違いを同じく評価するのか。

秘書企画課長：部・課・グループで仕事の質や量に差があるのは事実である。各所属長はその部署に見合った評価の実施が必要であると考えている。

宮川議員：部や課によって相対評価の比率が違うということか。ある金融機関では支店ごとに評価がある。Aランクの支店はA評価の従業員何人、B評価は何人という取決めがあるようだが、岩倉市も部署によって配分があるのか。

秘書企画課長：岩倉市ではない。部署による優劣はない。年度途中の職員の異動に関しては、前任者の目標を引継ぐことになる。評価においても前任

の評価を引継ぐことになる。単年で岩沼市へ1人職員を派遣しているが、岩沼市で評価を実施してもらうことになる。

木村委員：議会事務局の評価に関して、議会事務局長の一次評価者は副議長が実施するのだが、目標設定面談はしていないとのことだ。上半期の評価が12月の勤勉手当に影響するのはサイクル的に早くはないか。正副議長による評価は初めてなので、議会事務局に関しては配慮が必要と考えるがどうか。

相原副議長：8月18日に評価者研修を受ける予定である。

木村委員：時期尚早ではないか。

秘書企画課長：8月に実施する評価者研修は能力評価に関するものである。業績評価も正副議長は初めてであるが、職員は何年も目標管理制度として実施してきた。職員から例年に基づいて目標を設定し、評価者に提出するというのが望ましい。面談に関しても、例年このように行っていると説明してもらってもよかった。

堀副委員長：業績評価の仕方についてはレクチャーが必要ではないか。日々の記録についても書式説明や記録のポイント説明があっても良いのではないか。

秘書企画課長：書式については示していくが、目標設定は速やかに実施してほしい。

梅村委員長：業績評価の実施シートはこれまで同じシートを使用して実施してきたようだが、議会事務局はある時点からやめてしまったのか。

秘書企画課長：実施している。今年度の取り掛かりが遅れているようだ。

梅村委員長：面談に関して、副市長は既に実施済みか。

秘書企画課長：実施済みである。

梅村委員長：総合評価は誰が行うのか、市長か。

秘書企画課長：総合評価は能力評価と業績評価を合算したもので評価を行うものである。市長が評価するというものではない。

梅村委員長：絶対評価が関与する余地は岩倉市の人事評価にはないか。

秘書企画課長：個々の能力に関する評価は絶対評価であるが、職員を順位付ける際は相対評価になる。

梅村委員長：議会事務局の担当者については、担当者同士で相対評価を行うのか。

秘書企画課長：同じ職責での相対評価である。課長級ならば課長同士で相対評価を行う。

梅村委員長：議会事務局職員の評価を共有するという理解でよいか。

秘書企画課長：個人の評価結果は通知表にも当たるものなので、それは本人のみに返すものである。共有とは個人の設定した目標に関してのことであって、具体的目標や目標達成までのプロセスに関してである。これらは所属において共有しようという考えである。

宮川議員：職場における個人の人間性、協調性等を評価するという理解でよいか。

秘書企画課長：そのとおりである。

宮川議員：極端な例になるが、職員がオリンピックに出場して、岩倉市の知名度を上げたりした場合の評価はこれまでどのように対応したか。

秘書企画課長：そのような例はなかったかと思われる。

宮川議員：人事評価において先ほどの例や人命救助等反映するのか。

秘書企画課長：職務に影響することならば私的なことであっても考えられる。

宮川議員：基準はあるか。

秘書企画課長：職務上の個人の能力が原則である。

宮川議員：民間であると会社や社会に対する貢献度で一時金に反映している。

基準を明確にすることで職員のやる気を引き出すことも大切と考える。

秘書企画課長：表彰されたことよりは、各個人の能力を職務に関係するところで、いかに発揮しているかを評価することになる。

梅村委員長：ばらつきという観点からすると、議長は他課の部課長の評価を参考にしないと評価できないのではないか。

堀副委員長：調整の場でばらつきは解消できるのではないか。

梅村委員長：現在実施している目標管理制度の資料を要求したい。

秘書企画課長：承知する。

梅村委員長：能力評価に関しては、8月の評価者研修を経て、10月から実施という理解で良いか。

秘書企画課長：そのとおりである。

梅村委員長：4月から9月の業績評価が遅れをとっているという印象である。

木村委員：議員はいつ正副議長になるかわからない。評価者たる正副議長にいつなっても良いように、全議員が評価に関しては共通認識を持たなくてはならない。各会派の議員に委員は周知されたい。

堀副委員長：日々の記録方法等の参考例も提示いただきたい。

秘書企画課長：承知する。

堀副委員長：目標管理シートの記入は終わっているはずだが、それらを基に正副議長に評価手法等の説明してはどうか。記入は終わっていないか。

議会事務局長：まだ記入は終わっていない。評価者研修前の面談では正副議

長もやりづらいのではと考えた。

堀副委員長：目標管理については評価者研修がないとの説明であった。まずは議会事務局職員で目標管理シートを作成して、面談時点でわからない点が出てくれば、秘書企画課長に補足説明をいただくなどして進めるべきでないか。

梅村委員長：まずは議会事務局において目標を設定し面談を行う。

(2) 個人情報に配慮した取扱いについて

行政課長：議会運営委員会からの事前質疑に対する説明

- ・議事録や会議の録画映像をインターネット上にて公開するのは法令上の義務がない。
- ・付属機関等の委員は非常勤特別職に当たる公務員で個人情報保護条例の規定上において職と氏名に関しては不開示情報から除外される。
- ・付属機関の委員の住所は岩倉市在住なのか否かは重要なことと考えている。また住所要件を求められることもある。〇〇市の部分については公開していく必要があると考えている。

堀副委員長：区長名簿は細かくHP上で載せているか。

行政課長：数年前までは、住所・電話番号も公開していたが、現時点は氏名のみである。

行政課長：当日資料を配布し、資料説明

梅村委員長：これまでの議案は氏名、生年月日及び住所を記載していたが、読みあげる時点で氏名のみとしていた。今後の提案として氏名と〇〇市まで読みあげるということであるがどうか。

行政課長：インターネットに公開するものと議場で読みあげるものを一致させるのであれば、「岩倉市在住の〇〇」という読みあげ方もある。

梅村委員長：一致させれば議事録を訂正する必要もない。〇〇市まで公開することに異議や意見はあるか。

鬼頭委員：行政課長の意見に賛同する。何市在住かもわからないのはいかなものかと考える。

各委員：特に問題ない。

梅村委員長：これまでの発言は氏名のみであったが、〇〇市と氏名を発言するものとする。インターネットに公開するときも〇〇市と氏名まで公開とする。議案を載せるときはマスクングが必要になる。

梅村委員長：請願についての氏名等の読み上げはどうか。

堀副委員長：請願者の本人の希望もあると思うがどうか。

梅村委員長：インターネットに公開するので、本人の希望があれば、個人情報
報は公開しないと前回決めた。市としての見解はどうか。

行政課長：請願者本人が希望すれば載せないではなく、本人が希望すれば載
せるということで、基本載せないという運用が良いかと思うがどうか。

木村委員：基本は非公開で、希望により公開ということでどうか。

行政課長：本会議等においては「記載のとおり」等の発言ということか。

木村委員：「市内在住個人」や「記載のとおり」といった発言で良いと考える。

梅村委員長：個人情報に関する部分の発言については基本控えるということ
とする。議案や議事録がインターネットで公開される場合はマスキングす
ることとする。

梅村委員長：傍聴者資料について、事務局にてマスキングするのは手間か。

議会事務局統括主査：手間か否かを問われれば手間であるが、個人情報を保
護するという観点から言えばしないわけにいかない。

堀副委員長：請願を提出するという事は、責任を持って提出するのであつ
て、付属機関の委員に対するものとは個人情報の考え方が違うと考える。

第3者が情報を拡散させる可能性があるとして、非公開とするのは違う。

行政課長：議会の会議というのは基本公開であると考え。会議の公開は議
案の公開であって、そのままやらざるを得ないと思われる。インターネット
で公開する場合においてのみ配慮するという事でないか。第3者が情
報を拡散させるのであれば、名誉棄損として第3者が責任を負うべきと考
える。

堀副委員長：希望したら公開という姿勢は、付属機関の委員が希望したらど
うするか。統一しきれなくなる。

木村委員：原則非公開で希望があれば公開ということではいけないか。大別す
るならば非公開という意見が多いのではないか。

堀副委員長：請願者のみは希望で公開という意見か。

梅村委員長：そのようである。傍聴者への会議資料に関しても会議における
資料と同様のものとする。

議会事務局長：資料は委員会においても回収ということで良いか。

梅村委員長：個人情報が入っていれば回収する。

堀副委員長：議会として基準を設けておく必要があると思うがどうか。

行政課長：当局としても、議場で個人情報を読みあげないことになるので、
議長と市長の間で取り決めを行うということで良いか。請願を含むと越権
行為になるかもしれないが、個人情報の取扱いに関してまとめるが良いか。

議長：お願いしたい。

梅村委員長：9月議会からということをお願いしたい。

(3) 事務局職員増員について

梅村委員長：他市の議会事務局の事務量と組織はどうなっているか。

議会事務局統括主査：各担当職員の平成28年度の新たな業務について説明

堀副委員長：慣例集等の見直し業務も加わる。職員1人がかかりっきりで1か月は要すると思われる。

梅村委員長：他の自治体の議会事務局の業務を調べる必要もないか。

梅村委員長：会議も増えていて議事録作成等の業務も増えている。正規職員増には新たに2千時間を要する必要があるのでパート職員を入れてもらうのか、2千時間の業務を新たに増やすかのどちらかだ。

堀副委員長：タイピングばかりしていれば、それはそれで良いが、議会事務局の充実強化はパート職員を導入することではない。

梅村委員長：議会事務局があるべき姿を設定して、それに足りない部分を補充する手法に切り替えるか。議会事務局の中身の在り方について議論しながら進めることとする。議会事務局においても他の自治体の議会事務局の組織体制を調べてほしい。具体的な業務についても調べてほしい。

堀副委員長：議会事務局のあるべき姿として修正案なども事務局が作成している自治体もあると思われる。

梅村委員長：議会事務局の強化については他の自治体を調べながら進めることとする。

(4) その他

特になし。

4 その他

梅村委員長：次回か次々回からは9月議会に向けて請願・陳情について取り扱っていききたい。市民の声に係る取扱いについても委員会に送付すべきことかどうか取り上げたい。現時点では送付するという見解である。

堀副委員長：市民の声を課長名で回答することは、その制度自体がおかしいと考える。市民の声の回答に関しては、市長を始めとした庁議に諮っているにも関わらず、回答が課長名という点がおかしい。

梅村委員長：次回からは慣例集の見直しについて協議する。

堀副委員長：議会運営委員会にて1から始めるのか。たたき台でもないに進まないのではないか。

議会事務局長：そもそも基準がないので振り分けられない。

梅村委員長：進め方についてはどうするか。

木村委員：1から始めたら何年かかるか見当もつかない。

梅村委員長：1 頁目から作業を進めるとして、シート管理できると良いが。

議会事務局長：1 項目ごとのシート分けはしてある。

梅村委員長：そのシートに沿って検討していく。次回はいつにするか。

次回は、8 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

梅村委員長：他に意見もないようなので、議会運営委員会を終了する。